

令和3年度沖縄県看護師等修学資金募集要項

1 制度の趣旨 沖縄県看護師等修学資金は、県内の看護職員の確保及び質の向上に資することを目的として、将来県内において看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）の業務に従事しようとする方に対し、修学のための資金の貸与を行うものです。

2 対象者 次に掲げる要件のすべてを満たす者

- ① 看護職員（保健師、助産師、看護師、准看護師）を養成する大学、学校及び養成所に在学する者及び大学院の修士課程において看護に関する専門知識を修得しようとする者
- ② 卒業後、直ちに沖縄県内の看護職員の確保が困難な施設等（免除対象施設）において一定の連続した期間、看護職員として業務に従事しようとする者
- ③ 県外での就業が条件となっている奨学金等を受給していない者
- ④ 高等教育の修学支援新制度による支援（授業料等減免、給付型奨学金）を受けていない者

3 貸与額

種別	課程	設置主体	金額
第一種	保健師、助産師、看護師	国公立	月額32,000円
		私立	月額36,000円
	准看護師	国公立	月額15,000円
		私立	月額21,000円
	大学院修士課程		月額83,000円
第二種	在学する養成施設等の授業料、施設整備費、実習費に相当する金額(ただし、年額70万円を上限とする)		

4 貸与期間 令和3年4月から令和4年3月まで

5 貸与決定 7月頃に養成施設を経由して申請者に通知します。
※予算の範囲内で貸与を行うため、申請しても貸与を受けられない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

6 貸与方法 第一種は、貸与額を年3回（7月、10月、1月）に分けて交付します。また、第二種は、貸与額の全額を、貸与決定月の翌月に交付します。

7 申請書類（第一種・第二種共通）

①貸与申請書（第1号様式）

②住民票謄本

- ・3ヶ月以内に発行され、申請者と同一保険世帯（保険記号番号が同じ人）の者全員が確認できるもの

- ・本籍、筆頭者及び続柄の記載のあるもの
- ③医療保険証の写し
 - ・申請者と同一保険世帯の者全員分
- ④市町村の発行する令和2年度（令和元年分）の所得証明書
 - ・課税額の表示があるもの
 - ・申請者と同一保険世帯及び住民票に記載のある者全員分（ただし、本人以外の未成年者は除く）
- ⑤履歴書
- ⑥養成施設の推薦書（第2号様式）
- ⑦債権者登録申請書
- ⑧申請者名義の預金通帳の表紙の写し
 - （⑦、⑧は、前年度までに貸与を受けた方で、内容の変更がない場合省略可）
- ⑨その他世帯の収入が確認できる資料の写し
 - （例）他種の奨学金を受給している場合：受給証
 - 遺族年金・恩給等、非課税で所得証明書に反映されない場合：遺族年金通知書 等
- ⑩所得の特別控除に係る確認資料の写し
 - （例）長期療養者のいる世帯：直近3ヶ月分の治療費領収書の写し 等
- ⑪連帯保証人の印鑑登録証明書（2人分）
 - ・連帯保証人は、沖縄県内に住所を有し、独立した生計を営む身元確実な成年者が2人必要です。（少なくとも1人は債務負担の可能な身内の人としてください。）
 - ・申請者が未成年の場合、連帯保証人の1人は申請者の法定代理人でなければなりません。
- ⑫同意書
- ⑬前年度の貸与決定通知書の写し（引続き貸与を受けようとする者）

（第二種のみ）

- ⑭第二種修学資金貸与申請理由書
 - ・世帯の経済状況を証する資料の写しを添付
 - （例）非課税世帯の場合：所得証明書
 - 生活保護を受給している場合：受給証明書
 - 障害者のいる世帯の場合：障害者手帳の写し 等

（留意事項）

- ・通常は、第一種での申請となります。
- ・第二種は、特に経済的に困窮している世帯（非課税世帯、生活保護世帯等）の学生が対象となりますので、これを証する書類の提出が必要となります。
- ・第一種と第二種の併願はできません。第二種の選考から外れた場合は、自動的に第一種の申請として取り扱います。

- 8 申請手続 在学する養成施設を経由して県に提出してください。
- 9 申請期限 令和3年4月23日17時
学校2階事務室まで
- 10 貸与の取消 次のいずれかに該当する場合は、修学資金の貸与が取り消されます。
- ① 養成施設又は大学院を退学したとき。
 - ② 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。
 - ③ 学業成績が著しく不良になつたと認められるとき。
 - ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - ⑤ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認められたとき。
- 11 返還免除 養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに免許を取得し、かつ、免許取得後、直ちに県内の免除対象施設で看護業務に従事した場合において、その引き続く従事期間が以下の期間に達したときは、修学資金の返還が免除されます。

種別	義務年限
第一種	貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（上限5年）
第二種	貸与を受けた期間の3倍に相当する期間（上限10年）

※第一種及び第二種の貸与を受けた場合は、上記の期間を合算した期間（上限10年）

（免除対象施設）

県内の次の①から⑱までに規定するいずれかの施設

- ① 許可病床が200床未満の病院（北部、宮古、八重山保健医療圏域は200床以上の病院も対象）
- ② 救急病院
- ③ 精神病床数が80%以上を占める病院
- ④ 国立ハンセン病療養所
- ⑤ 診療所
- ⑥ 65歳以上の者の収容比率が60%以上の病棟を有する病院
- ⑦ 助産所（助産師のみ）
- ⑧ 児童福祉法第6条の2の2第3項の規定に基づき指定された独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関
- ⑨ 児童福祉法第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設
- ⑩ 母子健康包括支援センター（助産師のみ）
- ⑪ 特定町村（保健師のみ）
- ⑫ 介護老人保健施設
- ⑬ 訪問看護事業所
- ⑭ 特定施設入居者生活介護事業所
- ⑮ 介護予防訪問看護事業所
- ⑯ 老人デイサービスセンター
- ⑰ 老人短期入所施設
- ⑱ 養護老人ホーム
- ⑲ 特別養護老人ホーム

※免除対象設が地域保健法（昭和22年法律第101号）第21条第2項第1号に定める特定町村に所在する場合には、従事期間を2倍に計算することができます。

- 12 返 還 次のいずれかに該当する場合は、貸与を受けた期間に相当する期間内に、修学資金を返還しなければなりません。
- ① 修学資金の貸与が取り消されたとき。
 - ② 養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに免許を取得しなかつたとき。
 - ③ 免許取得後、直ちに免除対象施設において看護業務に従事しなかつたとき。
 - ④ 修士課程修了後、1年を経過する日までに免除対象施設において看護業務に従事しなかつたとき。
 - ⑤ 修学資金の返還債務の免除を受ける前に看護業務外の理由により死亡し、又は免除対象施設において看護業務に従事しなくなつたとき。